

茨城県報

第7599号

昭和62年10月29日

木曜日

目次

規 則

●茨城県公印規則の一部を改正する規則(総務課)	1
-------------------------------	---

ページ

告 示

●有害興行(映画)の指定(県民生活課)	2
●新規土地改良事業の審査(3件)(農地管理課)	4
●基幹道路の整備事業の完了(道路建設課)	5
●道路の区域変更(3件)(道路維持課)	5
●道路の供用開始(")	7
●都市計画事業の変更認可(都市施設課)	7
●土地改良区役員の就退任(4件)(土地改良事務所)	8

公 告

●予防接種の業務を行う医師(保健予防課)	10
●基本測量の実施(用地課)	10
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課)	10
●道路位置の指定(6件)(")	11

規 則

茨城県規則第61号

茨城県公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県公印規則の一部を改正する規則

茨城県公印規則(昭和39年茨城県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 出納第二課専用知事印 所得税法(昭和40年法律第33号)第226条第1項の規定に基づき交付する源泉徴収票を再交付する場合の同帳票、地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の6第1項の規定に基づき提出する給与支払報告書、同条第2項及び同法第321条の5第3項の規定に基づき提出する届出書並びに給与の戻入及び控除に係る納入通知書

別表第 1 2 職印の表中

国民年金課専用知事印	生活福祉部国民年金課長	を
------------	-------------	---

国民年金課専用知事印	生活福祉部国民年金課長	に
出納第二課専用知事印	出納事務局出納第二課長	

改める。

別表第 2 2 職印の表中

国民年金課専用 茨 城 県 知 事 之 印	を	国民年金課専用 茨 城 県 知 事 之 印		出納第二課専用 茨 城 県 知 事 之 印	に改める。
27ミリメートル平方		27ミリメートル平方		27ミリメートル平方	

付 則

この規則は、昭和62年11月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第1430号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
234	映 画	ザ・本番 O L 採 用 試 験	に っ か つ
235	”	牝 猫 の 喘 ぎ	大 蔵
236	”	暴 行 本 番	新 東 宝
237	”	中 年 婦 人 の 不 倫	ジ ョ イ パ ッ ク
238	”	(短 篇 予 告) バズーカ・セックス 懲 り な い 唇	ニ ュ ー セ レ ク ト
239	”	(短 篇 予 告) サントロベFAX 媚 肉 狩 り	”

240	映 画	やめられないギャルの指遊戯	東 活
241	"	(にっかつニュース) 団 鬼 六 人 妻 な ぶ り	に っ か つ
242	"	サ ト ロ ペ F A X 媚 肉 狩 り	ニューセレクト
243	"	(新東宝映画ニュース) ザ ・ 本 番 エ ロ ス	新 東 宝
244	"	半熟処女肉体のめざめ	大 蔵
245	"	急に変になつちやうのよ	東 活
246	"	ザ ・ 本 番 エ ロ ス	新 東 宝
247	"	バズーカ・セックス 懲 り な い 唇	ニューセレクト
248	"	美 女 レ イ プ 狩 り	に っ か つ
249	"	白夜のONANIE	大 蔵
250	"	みだらなセックス	東 活
251	"	姉 妹 ・ 凌 辱 ！	に っ か つ
252	"	団 鬼 六 人 妻 な ぶ り	"
253	"	お元気クリニック 立 っ て 貰 い ま す	"
254	"	連続強漢晴の暴行魔	大 蔵
255	"	(にっかつニュース) ナ マ 本 番 ・ 同 棲	に っ か つ
256	"	(にっかつニュース) スペシャルONANIE	"
257	"	(にっかつニュース) 聖 女 ペ ッ テ ィ ン グ	"
258	"	(ジョイパックニュース) ス キ ャ ン ダ ル ・ 悦 楽	ジ ョ イ パ ッ ク
259	"	(短篇予告) ウ ォ ー タ ー ・ レ イ プ A	ニューセレクト
260	"	(短篇予告) ス ト ロ ン グ ・ ナ イ ト 性 隷 花	"

茨城県告示第1431号

蔵後余郷入土地改良区から昭和62年8月26日付けで認可申請のあつた望地地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 蔵後余郷入土地改良区定款の写し
望地地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年10月30日から昭和62年11月24日まで
- 3 縦覧の場所 美浦村役場

茨城県告示第1432号

蔵後余郷入土地改良区から昭和62年8月26日付けで認可申請のあつた定光地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 蔵後余郷入土地改良区定款の写し
定光地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年10月30日から昭和62年11月24日まで
- 3 縦覧の場所 美浦村役場

茨城県告示第1433号

蔵後余郷入土地改良区から昭和62年8月26日付けで認可申請のあつた法堂入地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 蔵後余郷入土地改良区定款の写し
法堂入地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年10月30日から昭和62年11月24日まで
- 3 縦覧の場所 美浦村役場

茨城県告示第1434号

過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）第14条第1項の規定により実施した基幹道路の整備事業は次のとおり完了した。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
一級市道 重内内野線	(1工区) 北茨城市磯原町字大塚2204-4から 北茨城市磯原町字大塚2237-1まで	道路改良	昭和62年6月30日
	(2工区) 北茨城市磯原町字木皿12から 北茨城市磯原町字木皿486-1まで		

茨城県告示第1435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年10月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 瓜連停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡瓜連町大字瓜連字遠野 796-1番地から 那珂郡瓜連町大字中里字涌井 870-1番地まで	旧	メートル 最大 11.1	メートル 53 6.0	
		最小 6.5		
那珂郡瓜連町大字瓜連字遠野 796-1番地から 那珂郡瓜連町大字瓜連字遠野 764-3番地まで	新	最大 11.1	53 6.0	
		最小 6.5 最大 37.0 最小 12.0		

茨城県告示第1436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和62年10月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宿新田総和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城市大字東茂呂字角堀 1358-3番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 12.2	メートル 13 3.6	
		最小 11.9		
結城市大字東茂呂字角堀 1346-21番地まで	新	最大 12.2	13 3.6	
		最小 11.9		
		最大 16.2	13 3.6	
		最小 10.6		

茨城県告示第1437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和62年10月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新川江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡桜川村大字浮島字尾島 6276番地から 稲敷郡桜川村大字浮島字蛇峯頭 5314-2番地まで	旧	最大 <small>メートル</small> 19.6	メートル 2,97 4.0	
		最小 4.7		
稲敷郡桜川村大字浮島字尾島 6276番地から 稲敷郡桜川村大字浮島字追越 4529-1番地まで	新	最大 19.6	2,97 4.0	
		最小 4.7		
		最大 35.0	1,86 7.55	
		最小 14.5		

茨城県告示第1438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和62年10月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道新川江戸崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡桜川村大字浮島字尾島6276番地から
稲敷郡桜川村大字浮島字追越4529-1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和62年10月29日

茨城県告示第1439号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 阿見町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和58年茨城県告示第1416号土浦阿見都市計画道路事業 3・4・28廻戸若栗線
- 3 事業施行期間 昭和58年10月20日から昭和66年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし

茨城県告示第1440号

岩井市大字鶴戸439番地の3に事務所を置く鶴戸沼土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年10月29日

茨城県境土地改良事務所長 稲 葉 忠

- 1 退 任
住 所 職 名 氏 名 摘 要
猿島郡境町大字若林2064番地 監 事 倉 持 春 一
岩井市大字上出島276番地 “ 真 中 盛 治
“ 大字長須4548番地 “ 飯 田 正 男

岩井市大字岩井902番地	監 事	張 替 仁一郎
猿島郡猿島町大字生子563番地の2	”	染 谷 晃
岩井市大字長谷2631番地	”	戸 島 菊三郎

1 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字長須4548番地	監 事	飯 田 正 男	
” 大字岩井902番地	”	張 替 仁一郎	
” 大字長谷2631番地	”	戸 島 菊三郎	
” 大字上出島474番地	”	真 中 徹	
猿島郡猿島町大字生子563番地の2	”	染 谷 晃	
” 塚町大字若林2308番地の1	”	中 村 章	

茨城県告示第1441号

猿島郡三和町大字大和田763番地に事務所を置く大和田土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定による届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年10月29日

茨城県境土地改良事務所長 稲 葉 忠

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡三和町大字大和田1128番地	理 事	野 本 要 吉	
” ” ” 1321番地の1	”	染 谷 清 江	
” ” 大字新和田590番地	”	日 毛 徳太郎	
” ” 大字大和田861番地	”	野 本 昇	
” ” ” 948番地	”	青 木 秀 二	
” ” ” 749番地	”	鯉 沼 英 行	
” ” ” 1481番地の4	”	児 矢 野 武 男	
” 総和町大字上大野2362番地	”	原 茂	
” 三和町大字大和田1296番地	監 事	鯉 沼 茂 男	
” ” ” 763番地	”	鮎 川 涼 一	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡三和町大字大和田1128番地	理 事	野 本 要 吉	
” ” ” 902番地	”	野 本 利 司	
” ” 大字新和田590番地	”	日 毛 徳太郎	

猿島郡三和町大字大和田481番地	理 事	関 根 宣 市
” ” ” 1326番地	”	石 崎 長 太
” ” ” 1343番地	”	鈴 木 治 雄
” ” ” 965番地の1	”	田 中 慶 作
” 総和町大字上大野2370番地の3	”	原 清之森
” 三和町大字大和田852番地の1	監 事	百 戸 久
” ” ” 1305番地	”	増 田 定 男

茨城県告示第1442号

那珂郡那珂町大字菅谷4456番地の9に事務所を置く那珂中部土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公告する。

昭和62年10月29日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 皆 川 孝 英

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡那珂町大字福田2004-3	理 事	中 村 雄	

茨城県告示第1443号

結城郡石下町に事務所を置く八間堀川沿岸土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年10月29日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 川 富 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水海道市沖新田町809番地	監 事	市 村 好 郎	

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条又は第9条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第3項の規定に基づき、公告する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

水戸保健所管内

医 師 名	病 院 名	所 在 地
澤 田 俊 一 郎	茨城県立こども病院	水戸市双葉台3丁目3番地の1
堀 米 仁 志	"	"
宮 本 泰 行	"	"
平 野 岳 毅	"	"
土 田 昌 宏	"	"

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量（精密水準測量）
- 3 作 業 期 間 昭和62年11月1日から昭和63年3月31日まで
- 4 作 業 地 域 古河市、猿島郡総和町、境町

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猿島郡三和町大字尾崎字前野461番2の一部、462番1の一部、462番8、462番

11, 462番13

2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区井草1丁目3番10号

丸萬商事株式会社

代表取締役 室 岡 醇 一

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市大森町字西畑1472番1, 1472番2, 1472番3, 1474番内イ, 1477番2, 1477番4, 1477番6, 1491番2, 1491番3, 1491番4, 字丹奈下1830番イ, 1830番ロ, 1831番内イ, 1831番内ロ, 1833番2, 1841番1, 1841番2

2 事業主の住所及び氏名

茨城県日立市幸町3丁目4番6号

日立木材地所株式会社

代表取締役 門 瀬 益 雄

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和62年10月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1484号	62.10.20	椿山林産 有限公司 代表取締役 小野瀬俊市	東茨城郡大洗町 大貫町233番地	東茨城郡大洗町大貫町 字角一285-2	メートル 4.09	メートル 32.20
浦土木指令 第1172号	62.10.19	(有)齊藤商事 (代)齊藤昭幸	筑波郡伊奈町大 字板橋3065-2	筑波郡伊奈町大字板橋 字原新田2844-132	6.20	21.30
“ 第1173号	“	(株)吉原 興 産 企 画	筑波郡伊奈町大 字谷井田1246-3	筑波郡伊奈町大字板橋 字原新田2844-145, -147, -150	(6.2) 6.00	27.75
潮土木指令 第563号	62.10.20	(株) メイキング 代表取締役 石川 博重	東京都新宿区百 人町1-20-3 渡辺ビル 705号	鹿島郡大野村大字荒井 字前601-1	6.20	50.80

潮土木指令 第564号	62.10.20	(株) メイキング 代表取締役 石川 博重	東京都新宿区百 人町1-20-3 渡辺ビル705号	鹿島郡大野村大字荒井 字中334-25	6.20	103.80
" 第565号	"	(株) 大正恒産 代表取締役 出頭 正明	鹿島郡銚田町大 字畑田 1213-103	鹿島郡大野村大字志崎 字中割原19-2	4.20	124.55

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)